

原議保存期間	10年(平成40年3月31日まで)
有効期間	一種(平成35年3月31日まで)

各地方機関の長 殿
各都道府県警察の長
(参考送付先)
各附属機関の長

警察庁丙運発第7号
警察庁丙交企発第81号
警察庁丙交指発第14号
平成29年4月4日
警察庁交通局長

二輪車安全運転推進委員会が行う二輪車安全運転講習及び原付安全運転講習に対する協力について(通達)

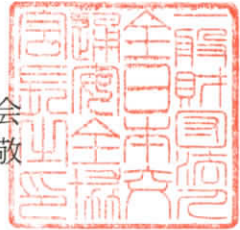
この度、一般財団法人全日本交通安全協会において二輪車安全運転推進委員会に関する要綱等を改正したことに伴い、同協会会長から、別添写しのとおり、同委員会が行う二輪車安全運転講習及び原付安全運転講習の実施等について協力の要請がなされたところであるが、これらの講習は自動二輪車及び原動機付自転車による交通事故を抑止する上で有効と認められるので、積極的に協力されたい。

なお、「二輪車安全運転推進委員会が行う原付等安全講習に対する協力について」(平成16年1月27日付け警察庁丙運発第4号、警察庁丙交企発第10号、警察庁丙運発第6号)は、廃止する。

全安協発第70号
平成29年3月17日

警察庁交通局長
井上剛志殿

一般財団法人 全日本交通安全協会
会長 今井 敬



二輪車安全運転推進委員会に関する要綱等の改正について（報告）

当協会の二輪車安全運転推進委員会は、二輪車運転者に対する安全教育を推進することにより、二輪車による交通事故の防止を図るため、昭和47年に設置されたものであります。

当協会では、このたび、「二輪車安全運転推進委員会設置要綱」に定める「二輪車安全運転指導員等の資格及び養成に関する要綱」等を下記のとおり改正しましたので、報告いたします。

つきましては、特に二輪車安全運転講習、原付安全運転講習の実施及び指導員等の養成講習、審査について、引き続き、ご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 主な改正点

- (1) 「二輪車安全運転指導員等の資格及び養成に関する要綱」を「二輪車安全運転指導員等の資格、活動、養成及び審査に関する要綱」と改めるとともに、二輪車安全運転指導員の「定義」を新たに定めたほか、指導員等が行う「技能指導の区分」、「活動」について明記した。
- (2) 「特別指導員養成講習実施基準」、「指導員等の任務」、「指導員の審査事項、審査方法等について」の三規定を整理統合して一本化し、その名称を「二輪車安全運転指導員等の養成講習及び審査に関する基準」と改め、養成講習及び審査の実施内容等を簡明直截に記述した。
- (3) 関係団体の名称の変更及び最新の用語等の表現の変更に対応する改訂を行った。

2 改正内容

- (1) 「二輪車安全指導員等の資格及び養成に関する要綱」の改正
 - ア 名称を「二輪車安全運転指導員等の資格、活動、養成及び審査に関する要綱」と改めた。
 - イ 「二輪車安全運転指導員」の定義を新たに定めた。
 - ウ 「資格」の項に新たに「技能指導の区分」を設け、指導員が指導を行うこ

とができるのは、指導員が免許を受けている二輪車に限定した。

エ 「活動」の項を新たに設け、二輪車指導員等が行うべき活動等を「二輪車等の安全運転指導等」、「指導員等の任務」、「指導員等の標章」に区分して整理した。

オ 「指導員等の養成」を「養成」に改め、「指導員の養成」、「特別指導員の養成」の順に記載した。

カ 審査方法の変更に伴い、別記様式「審査結果報告書」を新様式に改めた。

(2) 「特別指導員養成講習実施基準」、「指導員等の任務」、「指導員の審査事項、審査方法等について」の改正

ア 三規定を一本化し、名称を「二輪車安全運転指導員等の養成講習及び審査に関する基準」と改めた。

イ 「養成講習及び審査の方針」の項を新たに設けた。

ウ 「養成講習及び審査の方法」で、指導員の養成講習と審査とを分離して実施することとした（特別指導員については既実施）。

エ 「養成講習実施基準」、「審査事項」、「指導員等養成講習及び審査の進行基準」の項を新たに設け、二推指導員認定審査受審者や地方委員会の養成講習実施者等の負担軽減を図るため、指導員の養成講習と審査は、原則として1日で行うことができるよう教科と時間、審査科目を定めた。

オ 「審査事項」は、「運転適性検査」、「道路交通法に関する基礎知識」、「二輪車安全運転に関する知識等」の三項目とし、それぞれ検査、試験、面接等によって確認することとした。

なお、受審者の技能に応じた個別指導訓練を行い、指導員として必要な技能を養成することとして、実技試験（審査）は廃止した。

(3) 関係団体の名称変更及び用語等の改訂

ア 団体の名称変更に伴う改訂

二輪車安全運転推進委員会設置要綱等関係要綱に記載されている団体の名称変更に伴い、「財団法人全日本交通安全協会」を「一般財団法人全日本交通安全協会」に、「二輪車安全普及協会」を「一般社団法人日本二輪車普及安全協会」に、「都府県地区二輪車安全普及協会」を「日本二輪車普及安全協会都府県地区支所」に、それぞれ改めた。

イ 用語等の改訂

二推規定集の「悪質な交通違反を犯したものでないこと」の記述を「悪質な交通違反がない者であること」に改めた。

3 実施期日

平成29年4月1日からとする。

なお、養成講習及び審査については、各都道府県二推委員会の実情により、直ちに新基準での実施が困難な場合は、1年間の猶予期間を設けることとする。